⑵　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常ＪＶの代表者以外の構成員については、２級建築施工管理技士（躯体、仕上げの種別は除く。）又は二級建築士以上の資格を有する者を配置するものとする。「１級建築施工管理技士、一級建築士と同等以上の資格を有する者」とは、１級建築施工管理技士又は一級建築士と同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認めた者とする。
②　平成16年度以降に元請として完成・引渡しが完了した上記２⑴⑤カからコまでの要件をすべて満たす工事（民間実績も可とする。）に監理技術者又は主任技術者等の工事作業の指導監督的立場で従事した業務実績を有するものであること。（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
③　配置予定技術者が監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定技術者（及びその他構成員の配置予定技術者）については、直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限以前に３ヶ月以上の雇用関係）があること。経常ＪＶにあっては構成員のうちの１社が、上記①から③の基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できるとともに、その他の構成員も上記①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札に関する事項
①　「施設の品質向上に資する施工方法の具体的な取り組みとその効果」を評価項目とし、具体的な取り組みには「コンクリートの表面仕上がり程度の向上に関する技術的な提案」について１提案含めることとする。
②　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記⑵によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ　上記①の内容が適正であること。
ウ　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
⑵　提案について
①　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合は、標準点として100点を与えるものとする。
②　上記⑴において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
③　受注者の責により、入札に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１　宮内庁管理部管理課経理係　電話03―3213―1111　ＦＡＸ03―3213―1260
⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　令和元年12月17日から令和２年１月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
②　交付場所　⑴に同じ。
③　交付方法　交付資料は、全て貸与とし、交付の際は、資格審査結果通知書の写しを提出すること。なお、交付資料は、その目的が無くなった時（入札日又は、入札参加を取り止めた時）には、交付場所へ返却（郵送可）すること。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和元年12月17日から令和２年１月20日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
②　提出場所　⑴に同じ。
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　令和２年１月30日から令和２年２月25日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで（最終日は入札書受付締切時刻である正午まで）。
②　提出先　⑴に同じ
③　提出方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札及び開札の日時並びに場所等
①　入札日時　令和２年２月25日正午まで。
②　入札場所　⑴に同じ。
③　開札日時　令和２年２月26日午前10時
④　開札場所　管理部会議室（宮内庁庁舎２階）
⑤　入札方法　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　落札者の決定方法　上記３⑴②に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、技術提案書に記載した提案内容を満たす施工を行うものとする。受注者の責により提案内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は契約金額の減額等を行う。
⑹　入札結果保留に伴う調査への協力義務　予決令第85条の基準を下回った入札があった場合、入札参加者は当庁の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
⑺　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格を満たす技術者の配置を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）
⑻　配置予定の主任技術者又は監理技術者との雇用関係の確認を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）
⑼　契約書作成の要否　要。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑴に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　詳細は入札説明書による。